

## 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会表彰規程施行規則

平成 19 年 4 月 1 日  
神社協規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）表彰規程（以下、「表彰規程」という。）第 7 条の規定に基づき、表彰規程の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者の基準)

第 2 条 表彰規程第 4 条に規定する表彰者の基準は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 地区又は支部社協

先駆的な活動を実践し、地域福祉推進への取り組みが特に顕著な地区社協又は支部社協

(2) 民生委員・児童委員

在職期間が 9 年以上で、現職であること

(3) 社会福祉団体、社会福祉施設の役員

在職期間が 10 年以上で、現職であること

(4) 社会福祉団体、社会福祉施設の職員

年齢が 40 歳以上で、現職であり、かつ次のいずれかに該当するとき

①業務上有益な創意工夫、改善を行い、団体・施設の運営に貢献したとき

②永年にわたって誠実に勤務し、業務成績が優秀で他の模範となるとき

(在職期間：団体職員は 15 年、施設職員は 10 年以上)

③事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常に際し適切に対応し、被害を最小限に止めるなど、特に功労があったとき

④その他全各号に準ずる善行又は功労があったとき

(5) その他社会福祉の進展に大きく寄与したもの

ボランティアまたは社会福祉活動実践者（活動期間が 3 年以上であり、現在も活動する個人又は団体であること。ただし活動期間については、特に功績顕著と認められる場合はこのかぎりでない）

(感謝の基準)

第 3 条 表彰規程第 5 条に規定する感謝の意を表する基準は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 県内の社会福祉団体（共同募金会を除く）又は、県内の社会福祉施設に総額 50 万円以上を寄付した者。又は、継続して（概ね 5 年）寄付した金額が総額 50 万円以上の者

(2) 県内の社会福祉団体（共同募金会を除く）又は、県内の社会福祉施設に総額 50 万円以上の物品を寄贈した者。又は、継続して（概ね 5 年）寄贈した物品の金額が総額 50 万円以上の者

(3) 前各号の他、特に功績顕著と認められる者

(除外条件)

第 4 条 前 2 条の資格を有する者であっても、次の各号の一に該当する者はこれを除外する。

(1) 社会福祉の分野で藍綬褒章又は、黄綬褒章を受けた者

(2) 厚生労働大臣の表彰を受けた者

(3) 社会福祉の分野で全国社会福祉協議会会長から表彰を受けた者

(4) 社会福祉の分野で茨城県知事から表彰を受けた者

(5) 社会福祉の分野で茨城県社会福祉協議会会長から表彰を受けた者

(6) 社会福祉の分野で神栖市長から表彰を受けた者

(7) 前各号の受賞が判明したとき

(年齢、在職期間・感謝基準等の算定)

第5条 被表彰者の年齢、在職等の期間及び、感謝基準の算定は、次の通りとする。

- (1) 推薦年度の4月1日をもって算定する。ただし、民生委員・児童委員については、推薦年度の11月30日をもって算定する
- (2) 在職等の期間が中断されている場合は、その期間を通算しない。

(被表彰者の推薦)

第6条 被表彰者を推薦しようとする者は、推薦書(様式1号又は2号)により本会会長へ申請するものとする。

2 第2条第3号及び第4号に該当する者は、所属施設及び団体より推薦するものとする。

(顕彰審査委員会)

第7条 表彰規程第6条に規定する顕彰審査委員会は、本会事務局長を委員長とし、委員若干名をもって構成する。

2 前項の顕彰審査委員会は、申請のあった推薦書によりその功績審査を行い、会長に答申するものとする。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は平成19年4月1日より施

